

平成29年第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会 会議録

1 平成29年9月12日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君				

《傍聴議員》

第11番 師岡 伸公君（議会選出監査委員）、第12番 須崎 眞君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	河村 光春君		

平成29年第3回奥多摩町議会定例会
 決算特別委員会議事日程〔第1日〕

平成29年9月12日（火）
 午前10時00分 開会・開議

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	委員長開会・開議宣告	—
2	—	会期の決定について	決定
3	—	町長あいさつ	—
4	認定第1号	平成28年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	
5	認定第2号	平成28年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
6	認定第3号	平成28年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
7	認定第4号	平成28年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
8	認定第5号	平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
9	認定第6号	平成28年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
10	認定第7号	平成28年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
11	認定第8号	平成28年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	

(午後1時46分 散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○委員長（清水 明君） 皆さん、おはようございます。これより決算特別委員会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

本委員会の会期については、去る 9 月 5 日の本会議第 1 日で決定のとおり、本日及び 9 月 13 日の 2 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水 明君） ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日及び 9 月 13 日の 2 日間とすることに決定しました。

委員会条例並びに会議規則の規定に基づき、合理的かつ能率的な審査ができますよう、委員並びに説明者各位のご協力をお願いします。

なお、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、本委員会の開会に当たり、町長より挨拶があります。

河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

本日から、平成 28 年度の一般会計を初めとする特別会計、企業会計の 8 会計の決算の審査をいただくこととなります。9 月 5 日に特別委員会を設置していただき、きょうから清水委員長のもとに、2 日間にわたりましてご審査をお願いするわけでございます。

この決算審査でございますけれども、夏の非常に暑い時期、滝島代表監査並びに議会選出の師岡監査の両名に 3 日間にわたってご審査をいただきました。いろんな意味でご示唆いただき、またご指導もいただいているところでございます。

もちろん、そのほかに例月出納検査、監査を毎月 1 回行っていただいております。そういう積み重ねの中で、最終的な 1 年間の最後の決算をお願いいたしまして、先日でございますけれども、滝島代表監査から検査、監査に当たってのご報告、また報告事項としては資本の関係、将来の債務の問題、あるいは起債の借金の問題等々につきましてご報告をさせていただきましたけれども、両方とも法令に沿いまして、現在の時点では非常に順調に進んでいるところでございます。

今回、一般会計補正予算を可決していただきましたけれども、一番最後に記載の現在高、あるいは現在ある起債残高等が掲載されております。それを見ていただくとわかりますよ

うに、この13年間にわたって、一般的な借金、起債はしておりません。もう既にあと2億1,000万円ほど返すと、一般的な起債は全額返済する予定でございまして、現在の状況でいきますと、約3年半ほどそのまま返していけば、これが全額返せるという状況になってきております。

また、21億ほど起債がございすけれども、これは臨時財政対策債等を含めて、財源の確保のために地方交付税に利子と元金が算入される額でございすから、それを毎年の予算の中で許可をされる、あるいは同意される額の起債を起こして運用しているという状況でございす。

もう何回か申し上げておりますけれども、下水道事業については13億円ほどの減債基金を積み上げいたしました。これは、あと2億ほど積み上げますと、15億になると起債の元利償還金をピーク時に払っても、そこから取り崩しをして払えばほかの一般会計からの財源手当を一切しなくても払える状態が目前に迫ってまいりました。このようにして皆さんのご協力を得ながら、13年間にわたりまして東京都市町村総合交付金等々、行革を含めてやってきた結果のもとに、今回の28年度事業も実施をさせていただきました。

今、町で一番重要なのは、再三にわたって申し上げておりますけれども、少子高齢化対策。48%になる高齢者をいかにして支えていくか、この地域を支えていくかということに重点を置き、若者定住化を含めたIターン、Uターンをしていただく人達を若者住宅等を造りながら、あるいは若者の15項目にわたる支援策をやりながら、その割合を変えていこうという試みをしております。

これは年齢的な問題、あるいは出生等と関連をしましてまいりますので、一概にすぐ2、3年で結果があらわれるというものではありませんけれども、積み重ねた結果、今年あたりから児童生徒の数の問題、あるいは人口の減少率等含めて、結果が少しずつ出てきているのかなというふうに思っております。そういう点で、今後もこれを最重点に進んでいくということが重要であるなというふうに思っているところでございす。

特に一般会計はそういう意味で、1つの政策を進めるに当たりましては、こつこつと経年を経て実行するというのが一番肝心でございまして、そういう点でこれから説明をさせていただきますけれども、やった結果の内容等について詳しく説明をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、特別会計でございすけれども、これは都民の森の会計と山ふるでございすけれども、これも議員の皆さんご承知のように、100%都からの委託金によりまして全部賄われております。そういう点では、町自身では多くの都民の皆さんにあそこを活用し

てもらうために、前年に比べて1人でも多くお客さんを迎え入れる、また、そのおもてなしをしていく、町がいいところだという認識を持っていただくということで、職員にはそのように指導しているところでございます。

と同時に、職員だけではなくて、一般質問等を含めて雇用の問題が今非常に言われておりますけれども、雇用の確保をするということについても非常に重要な予算でございます。雇用については山ふる、あるいは都民の森等については、職員以外にその地域を主体的に雇用していく。それを全額都からの委託金で賄うということでございますので、非常に重要な役割を担っているというふうに私は思っております。

また、後期高齢者医療、あるいは国保等々の問題については、今、国保の問題については、これから画期的に、大きな意味では国保の制度そのものが変わろうとしております。来年からでございますけれども、国民健康保険の主体を都道府県に担ってもらうということでございます。そういう意味では、決してこれからの道のりは平たんなものではなくて、都道府県が担ってくれたから、財源も含めて都道府県が大変なところに財源手当をするという制度ではありません。あくまでも国民健康保険というのは、その地域でかかった医療費を国と被保険者が5割ずつ持つ、これは大原則であります。その大原則がなかなかできずに、私どもで言えば28年度もそうでございますけれども、一般財源から毎年4,000万円ずつ繰り入れを行っております。これは一般会計からそれだけ繰り入れをしないと、ほかの市町村に比べて被保険者の担税能力、低所得者が多くて医療費がかかるという部分でございますから、当然、原則からいけば保険料を上げなければいけませんけれども、それをうんと上げると、なかなか被保険者が持ち切れないという部分で、そういう対応をしてみいました。

これも今後、都道府県が一本化されたとしても、23区あるいは26市13町では保険料、あるいは保険税の額が相当違います。これは大きな議論がこれから起こるところでございます。それをどういうふうに制度設計していくかということは、関係の都、区、市、町、村で、今いろんな意味での協議をしているというのが実態でございます。

したがいまして、私自身が想定する部分では、全体的な保険料が統一されて、どこの市町村に住民移動しても同じ保険料だよというのが一番理想的な姿でありますけれども、それまでにはしばらく時間をかけて暫定的な措置を含めたことをやらないと、完成形にはいかないのではないかなというふうに思っております。

ある意味では、1、2年ではとてもいかないというのが実態でございます。むしろ、うちの町の状況で言いますと、うちの状況は、保険料はそこそこ高いです。それに増して、

1人当たりの医療費の額はほかに比べて相当高いです。したがって、ある意味では、医療費に対して国費と保険料で賄うわけですから、医療費が高ければ保険料が高くなるというのは、誰が考えても理にかなっている部分でございますけれども、この辺を将来にわたってどうしていくかというのが今回の大きな国保改革でございますので、長い目で議論をし、またいろんなご意見をいただきながら、東京都と連携をしながら、国では、これに対して毎年1,700億円さらに追加をして入れるということでございますけれども、平成30年度については、それでもうある程度合意ができております。

3党合意というのは皆さんご存じだと思いますけれども、消費税を導入するときに3党が合意したのは、消費税を社会保障に使うと。社会保障と年金と、それから国民健康保険等を含めた医療費に使うということでございますけれども、今、2年ほどこれを先延ばしにしております。

したがって、その財源手当てができないというのが実態でございます。財源がないと何もできないわけでございますから、これから大きな部分としては、収入をどう確保していくか、あるいは収入が確保できない場合には、どうして医療費を減らしていくかということが悩ましい問題だというふうに思います。

これは介護保険も同じでございます。介護保険の特別会計につきましても、その問題については回ります。平成30年度で介護と医療報酬の同時改定が行われます。これをどのように改定していくか。国においては、全体的に5,000億円ぐらい減額をしないと足りないという状況でございますから、これらも注視をしながら介護保険会計が正常な形でいけるようにやっていきたいなということで進めてまいっております。

また、病院の問題でございますけれども、今、病院の問題は順調にまいっておりますけれども、医院長が退職してしまいましたので、1名医師が欠員になっております。そういう点で、内容等については、つぶさに毎月、私自身が見ておりますけれども、前年と変わらないような診療とサービスがいつているのではないかなというふうに思いますけれども、長い目で見ると、地域包括ケアセンターという地域の包括ケアを町が実行しなければいけない。それには医師が中心になってやるという問題が大きな問題でございますので、この問題、あるいは地域の看取りの問題等々に取り組んでおりますけれども、こういう問題を含めて1つずつ解決していくのが病院の役割なのかなというふうに思います。

一方では病院、もう一方では国民健康保険という財政を持っているわけでございますけれども、この部分については必ずしもお互いに相入れない部分がございます。医療費がかからなければ保険料は減るわけでありまして、また、医療にかからないと病院経営が成

り立たないという問題も含んでおります。そういう全体的、総合的なバランスをとりながら、再三にわたって申し上げますけれども、市町村総合交付金を活用しながら、町が安全で安心して、あるいは地域住民の皆さんが健康で長生きしてもらう、そういう町自身の特殊性を東京都に訴えながら、ここ5年間に渡りましては一定の財源を確保して実行しているという状況でございます。

決して無駄な部分はありませんで、地方自治法で言いますように、最小の経費で最大の効果を上げるということについては、平成28年度も全会計にわたって、副町長以下、ここにおける幹部が知恵を絞りながら職員と一緒にやってきた集大成でございますので、またご審議を賜りまして、認定をいただきますようお願い申し上げます、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくご審議をお願い申し上げます。

○委員長（清水 明君） 以上で町長の挨拶は終わりました。

これより議案審査に入ります。議題については、去る9月5日開会の第3回定例会第1日に審査が付託された、日程第4 認定第1号 平成28年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5 認定第2号 平成28年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 認定第3号 平成28年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 認定第4号 平成28年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 認定第5号 平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 認定第6号 平成28年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 認定第7号 平成28年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 認定第8号 平成28年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上8件であります。

総括的な説明は、本会議において、付託前に行われていますが、本日は、認定第1号から認定第8号までの主な内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、認定第1号から認定第8号までの一般会計を初めとする全8会計の平成28年度決算についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、去る9月5日、本会議上程に際し、会計管理者より総括的にご説明申し上げますので、各会計の決算内容について簡潔にご説明をさせていただきます。

初めに、認定第1号 平成28年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

国の平成28年度一般会計予算は96兆7,218億円で、前年度より3,798億円の増額となりました。中でも安倍政権が掲げる一億総活躍社会の実現に向けた政策では、保育の受け皿や介護施設の拡充などに約2兆4,000億円が盛り込まれました。

また、新規の国債発行額は34兆4,320億円とし、27年度当初予算に比較して約2兆4,000億円の減となり、歳入に占める国債の依存度は2.7%減の35.6%と20年度以来の水準に改善がされました。

東京都の平成28年度一般会計予算は、前年度に比較して0.8%増の7兆110億円と4年連続の増加となり、7兆円台の予算は平成5年度以来23年ぶりとなりました。

歳出においては、東京都長期ビジョンに掲げた施策に1兆2,468億円を計上し、オリンピックの成功とその先のレガシー創出に向けた取り組み、都民の生活の質の向上や経済成長を支える取り組みなどに重点配分がされました。

一方で、町の予算につきましては、過疎化による少子化が進行し、自主財源である町税は平成19年度以降9年連続して減少しており、国からの地方交付税、東京都からの市町村総合交付金に支えられ、一般会計では前年に比較して1億円減の62億2,000万円と3年連続で60億円を超える大型の予算となりました。

また、特別会計では、公共下水道整備事業が平成27年度で完了したことから、一般会計、特別会計、企業会計の合計では、前年度に比較して9.1%減の94億4,770万円となりました。

平成28年度は、各種団体の代表者等の皆様のご支援をいただき策定しました奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略元気づくり計画がスタートするに当たり、この計画に掲げた子ども・子育て、若者の定住を職員が一丸となって推進できるよう、若者定住化対策室を新設いたしました。

現在、町における最重要課題は、高齢化する住民皆さんの安全・安心の確保であり、そのための最重要事業が若者の定住対策であります。若者の定住は高齢者世帯の見守り、消防団員の確保、地域行事の継承、そして地域コミュニティの活性化など、住民生活にとって欠くことのできない重要なものであります。

また、平成28年度は、引き続き住民皆さんの安全・安心の確保を図るため、台風や大雪の際には迅速に、そして適切に行動するなど危機管理能力を高め、また、行財政運営に関しましては、費用対効果を念頭に置きながら、限られた財源をより一層重点的、効率的

に配分するなど職員一人ひとりが行財政改革の必要性を認識し、一丸となって取り組んでまいりました。その結果、当初で予算化した事務事業が執行できたものと考えております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政健全化において監査委員の審査をお願いし、今議会初日に報告させていただいたとおりでございますが、財政状況を判断するための財政指標、一般会計等の実質赤字比率、一般会計、特別会計、企業会計を含めた連結実質赤字比率、公債費の元利償還金の水準の指標である実質公債費比率、起債等の償還に伴う将来負担比率、公営企業等の資金不足比率につきましては、いずれも早期健全化基準以下でございました。

また、従来からの主要な財政分析の指標である財政の構造の弾力性をあらかず経常収支比率につきましては73.5%、前年度比0.5%の減となり、昨年に引き続き良好な数値となりました。

また、公債費負担比率につきましては6.5%、前年度比0.7%の減となり、全8会計の実質公債比率の3カ年平均は前年度と同様の5.7%で、いずれも良好な数値となっております。

このようにいずれの財政指標も現時点で理想的な数値となっておりますが、今後も人口減少や住民の高齢化により、年々、町税の落ち込み等が予測される中、また、下水道事業における起債の償還が平成31年度にピークを迎える中、自主財源が少なく、歳入の多くを国や東京都に依存している当町にあっては、引き続きさらなる行財政改革に取り組み、財政の健全化を図り、身の丈に合った財政運営に取り組んでまいります。

また、歳入歳出決算額、歳入歳出の増減額、性質別分析等につきましては、提案説明及び代表監査委員から報告がありましたので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、各所管の事務事業の主要な施策及びその成果につきましては、平成28年度事務報告書に詳細に記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、認定第2号 平成28年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計につきましては、引き続き東京都の指定管理者として、東京都からの委託金と利用料金で運営を行いました。この施設は、平成5年7月から専門指導員、森林インストラクターを配置し、日常的に造林や下刈り、枝打ち、間伐等の各種森林作業や山村の生活体験、自然観察等を年間を通して体験でき、宿泊や研修もできる施設として、東京都の設置した施設であります。

平成28年度の利用者は、宿泊者数1,438名で、前年度比255名の増、日帰り利用者数

は5,846名で、前年度比288名の減、延べ利用者数は7,284名で、前年度比33名の減となりました。都民の森につきましても、天候に伴い集客に大きな影響を受けますが、今後も森林教育、自然教育の場としてPRしていくとともに、さらなる利用者の拡大に努力をしていきたいと考えております。

次に、認定第3号 平成28年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計につきましても、東京都の指定管理者として東京都からの委託金と利用料金で運営を行いました。この施設は、平成2年度より順次オープンし、平成6年度に全面オープンした施設で、奥多摩の豊かな自然に親しんでもらうため、ビジターセンター、散策路、広場、駐車場、キャンプ場、キャンプ場サービスセンター、ケビン10棟、クラフトセンター等の施設整備が図られております。

平成28年度の入園者数は7万1,015名で、前年度比1万2,677名の減となりましたが、この要因は、8月以降の台風の影響によるものでございます。山のふるさと村につきましても、奥多摩都民の森と同様に、天候に伴い集客に影響を受けますが、今後も自然への理解を深め、都民の貴重な自然の保護と回復を図るためのPRを行い、来園者の拡大に努力をしていきたいと考えております。

次に、認定第4号 平成28年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

国民健康保険事業の平均被保険者数は、前年度の1,677名から1,618名と前年度に比較して59名減少しましたが、年間の保険給付費は5.2%の増となりました。1人当たりの医療費は40万1,682円と前年度より8.6%の増となり、東京都区市町村の中でも上位に位置している一方で、1人当たりの保険税額は6万9,809円と区市町村の中でも低くなっております。この要因は、所得の低い高齢者が多く加入していること、また、医療機関への受診回数が増加したためでございます。

本特別会計につきましても、国庫支出金、被保険者の保険税で運営することが原則でございますけれども、引き続き一般会計からの繰入金を行わなければ運営ができない状況にあります。国民健康保険制度は、平成30年度からは都道府県が運営主体となりますが、安定した事業運営を行うため、適正な課税、徴収による収入の確保を図るとともに、特定健診などの受診率を向上させることで疾病予防を図り、医療費の抑制に努めてまいります。

次に、認定第5号 平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度として老人保健制度にかわり、平成 20 年 4 月に創設がされました。被保険者は原則 75 歳以上の方で、個人単位で被保険者となり、平成 28 年 4 月 1 日現在 1,310 名で、前年度比 11 名の減となっております。保険の運営は、患者の原則 1 割の自己負担を除き、公費約 5 割、現役世代からの支援約 4 割、被保険者の保険料約 1 割で行われ、保険料は被保険者の収入に応じて負担する応能分と被保険者全員が均等に負担する応益分で構成され、公平に負担することとなります。

また、低所得者に対する軽減として、均等割を当初 7 割軽減としていたものを 8.5 割軽減への拡充を制度化し、現在ではさらに 9 割軽減を実施しております。

次に、認定第 6 号 平成 28 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計は、第 6 期事業計画に基づく 3 年間の事業運営期間の 2 年目となり、65 歳以上の第 1 号被保険者は 2,262 名で、前年度比 22 名の減となりました。また、保険給付費は施設サービス受給者数の減少により、前年度に比較して 3.64%の減となりました。

低所得者の利用者負担軽減制度につきましては、平成 18 年度から町の独自事業として、居宅における介護予防サービス、配食サービス、介護保険地域支援事業利用者に対して利用者負担の一部の助成及び認知症高齢者グループホーム食費、居住費の利用者負担助成に加え、平成 21 年度からは人工透析時の保険外院内介助利用者負担の一部助成、平成 23 年度からはケアハウス生活費、管理費利用者負担の一部助成を行っております。認定審査会は年間を通じて毎月 2 回開催し、439 件の認定を行いました。

保険料については、従前 3 と 4 に特例段階を設け 9 段階としておりましたが、平成 27 年度からはこれを廃止して 11 段階に改め、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな段階数及び保険料率となっております。

被保険者を所得段階別に見ますと、年度末で第 1 段階から第 4 段階の合計が 48.5%、第 5 段階から第 8 段階の合計は 46.9%、第 9 段階から第 11 段階の合計は 4.6%と低所得の被保険者が多い傾向は前年と同様でございます。

次に、認定第 7 号 平成 28 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

下水道事業は、膨大な事業費と長い年月を要する事業であり、財政基盤の脆弱な当町にあっては、財政フレームに基づく計画的な整備が必要であります。このため、地域再生法に基づく地域再生計画を平成 23 年度から 27 年度までの後期計画についても認定を受け、

汚水処理施設整備交付金の交付により、公共下水道及び市町村設置型浄化槽整備を計画的に進めてまいりました。

小河内処理区につきましては、平成10年度より供用を開始し、水洗化率も99.5%に達しており、奥多摩処理区については、平成18年度から27年度までの10カ年計画により整備を進め、計画どおり平成27年度末に全線が完了し、水洗化率は73.3%に達しております。今後は、下水道法が定める供用開始から3年以内に接続が完了するよう努めてまいります。

次に、認定第8号 平成28年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成28年度の病院事業では、下水道供用開始に伴う奥多摩病院排水設備等接続工事、火災発生時に消防署へ自動通報する設備の整備工事等を実施しました。病院利用者の状況につきましては、一日の平均患者数は22名で、前年度に比較して3名の増となり、一日平均外来患者数は50名で、前年度に比較して1名の増となりました。

このような中、今後も医療圏人口の減少や多数の診療科のある総合病院への高度医療施行により患者数は減少するものと思われましても、今後も経営の健全化を初め地域医療の拠点としての役割を果たし、より一層のサービスに努め、住民の期待と信頼に応えられる病院として引き続き努力をしております。

以上で認定第1号から認定第8号までの一般会計、特別会計、企業会計の全8会計につきまして、決算の認定に伴う事業実施状況のご説明を申し上げます。審査に当たり、細部のご質問につきましては、それぞれの所管課長からお答え申し上げます。慎重なご審議を賜りましてご認定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（清水 明君） 以上で本委員会に付託された全議案の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

なお、答弁、説明者をお願いします。歳入の質疑であります。歳入の項目及び質疑によつては歳出と関連する、または対応する事業が多くありますので、歳出に連動する事業の歳入の説明については、各事業内容等を理解しやすくするために、歳出のページを示した上で、歳出も含めて一括で答弁、説明をお願いします。

また、質問される委員をお願いします。ただいま説明者に理解しやすい説明をお願いしましたが、説明者が質問内容を十分理解できるよう、1回の質問につき3項目までとさせていただきます。答弁漏れなく、理解を深めるためにもご協力をお願いします。

それでは、認定第1号 平成28年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、

歳入の質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。

8番、高橋委員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

では、1点質問させていただきます。歳入の町税、それと一緒に自主財源も兼ねた質問になると思います。

9ページなんですが、町税のほうも年々減少傾向にあると。前年度比で言うとマイナス0.9%、それから自主財源についても前年度比マイナス8.9%ということで減少が続いています。これは人口減、それから働き手の若者の減少ということで、いたし方ない部分があるかなというふうに思っています。

そういう中で町のほうは、国、都、特に東京都だと思いますが、信頼関係を構築して、住民サービスの質の低下を防いでいるということは、いろんな事業を見ますとよくわかっています。また、毎年基金の積み立てもできていますし、それから、計画的な起債の返却、これも随分進んでいるということで、健全な財政運営ができていうふうに思っています。ただ、やはりここで自主財源の確保ということは今後も続けなきゃいけないかなというふうに思っています。特に町のほうとしては、個人の町税については、少子化、定住化対策事業推進によって若者の定住化に力を入れています。ある面では、税収の増加につながっているんじゃないかなというふうに思っています。

私が一番気になるのは、やはり法人税です。よく見ますと、10ページの町のたばこ税と比べてもそんなに変わらないんですね。他の市町村はちょっと見ていないんですけど、やはりたばこ税に比べて余り変わらないというのはどうなのかな。もちろん大きな企業もないですし、いたし方ない部分もあるのかなと思うんですけど、自主財源の確保、あるいは増加ということで考えると、その辺を考えてほしいなというふうに思っているんです。そういう面では地場産業である観光産業ですか、これも町のほうは一生懸命やっているんですが、なかなかこういう数値的な結果が歳入の面では出ていないのかなというような気がします。

そこで、ちょっと長くなっちゃったんですけど、質問は、自主財源の確保という立場で、町のほうは今後どういう方策を考えているのか。非常に大きな問題なんで、答えられる範囲で結構です。よろしくお願いします。

○委員長（清水 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、高橋委員からのご質問にお答え申し上げます。

決算書のページでは9ページからということでお話がある中で、1つには法人税がたば

こ税とほぼ同じ金額ということで、当町の成り合いからして、なかなか難しい面はあるのかなというところは、私どもも同じく思うところではございます。その中で、自主財源の確保ということでございます。

自主財源と申しますと、大きいところでは町税という部分が占めてくるんですが、このほかに分担金、負担金、それから使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入といったようなところが自主財源というような区分けをされているところでございます。平成28年度でいきますと、ここの自主財源が大体24%、4分の1程度歳入の中で占められているということでございまして、15億7,000万円程度というような自主財源率でございます。

これに対しまして、先ほどお話も出ておりましたけれども、東京都の部分でいくと、これにさらに10億円乗って26億円ぐらいが大体年間入ってくるというようなところで、町長もかねがねお話をしているところですが、地方交付税あるいは都支出金といったところに依存しているという体質は変わらないという状況でございます。

この中で、自主財源の確保をどのようにしていくかという質問でございます。現状、先ほど副町長の説明の中にもございました、平成28年4月から若者定住化対策室を立ち上げまして、現在、室長を中心にさまざまな施策を展開して、テレビ、新聞等を含めてメディアのほうでPR発信をしまして、わずかずつではございますけれども、その効果もあらわれてきているところです。

現状につきましてはそのような形で、個人を今、定住に促すというようなことで進めておりますけれども、現在も並行して、対策室のほうでは小規模事業者というようなことで、新たな試みとして、そうやって個人で入ってきた人、あるいはこれは企画財政課の部分にもつながる部分ですけども、法人の方で仕事を探している方というふうなところで、そういう方々に対しても物件を案内しながら、定着していただくというような方策もちょっと進め始めているところでございます。

また、企画財政課のほうで申し上げますと、近年、普通財産関係では寄附等がかなり、土地等もふえております。取得している物件も多い中で、ただいま申し上げたように、町外から来ていただくというのが1つの方策かなというふうには思っております。今年6月の議会のときにもちょっと申し上げましたけれども、川野地域のほうでは町有地を活用して、貸し出しでグランピング事業ということで、来年オープンに向けて今進めているところですけど、そちらも渋谷区のほうの事業者が入ってくるということが1つ。

また、議会の最終日でございます予定案件として、指定管理の施設のご審議をいただく

わけですけれども、こちらについても従来は町内の方にやっていただいたんですが、今回の応募につきましては、やはり都内のほうから応募いただいたというようなこともあります。なかなか行政のほうで大きい資本を入れて、いきなり大企業を呼んでくるとかというのは難しい状況ではございますけれども、従来からありますそういった指定管理施設の更新時期であるとか、活用されていない土地等をこちらのほうで知恵や工夫をしながら、そういった町外からの法人等が入ってきていただければなというふうには考えております。

また、付随してJR等に関しましても、ここで駅前を活用についても若干動きがあるようですので、そういうところで観光客がまずは呼び水になるんですけれども、そういうところから自主財源に向けて展開をしていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（清水 明君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 8番、高橋委員の町税関係の28年の状況について若干ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、お話にございました町民税の個人町民税についてでございますけれども、現年分では2億1,197万2,293円ということで、前年度と比較して126万1,807円の0.6%の減少ということですが、その前の年、27年度につきましては、減少はその前の年と比べて4.3%ということで、これに比べると0.6%の減というのは非常に小幅な減少率でおさまっているというふうに思います。これにつきましては、定住化事業等によって若い人、生産年齢人口の減少が少なかったということのあらわれではないかというふうに思っております。

あと、法人町民税ですが、こちらにつきましては、東京都の大型の公共事業によって大手ゼネコンの事務所の設置が町内にされたということで、法人町民税の均等割、この分が非常に大きく作用しております、前年度と比較しまして115万4,400円の増、3.6%の増ということで、こちらについては一時的なものだとは思いますが、こういった現象も出てきているということで、町民税全体では、前年度と比べまして10万6,687円の減少ということで、減少につきましては0.04%ということで、その前の年の3.38%の減少ということから申しますと、ほぼ横ばい状態というように言えるかと思えます。

固定資産税につきましては、土地の下落ですとか減価償却の関係で減少をしております。

それから、軽自動車税につきましては、前年度と比較しまして230万7,500円20%の大幅な増というふうになっておりますが、これは新税の導入ということで、税額の変更等によるものが要因というふうに思っております。たばこ税、鉦産税につきましては、委員

ご指摘のとおり減少と。そして、入湯税につきましては、前年度から 19 万 8,050 円 2.8%の増となっておりますが、こちらにつきましては、主にはとのす荘の集客によるものというふうに考えております。

以上のことから、町税全体では、前年度と比較しまして、委員おっしゃったように 0.8%の少ない減少幅ということになったということでございます。

税の説明については以上です。

○委員長（清水 明君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水 明君） ご異議なしと認めます。よって午前 11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○委員長（清水 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計、歳入の質疑を続けます。質疑はありますか。

10 番、村木委員。

○10 番（村木 征一君） 10 番、村木です。

2 点ばかり教えてほしいんですけども、1 点目が 13 ページでございます。住宅使用料の収入未済額 18 万 7,000 円、それから 25 ページ、雑入の同じく収入未済額の 40 万円、これの内容につきまして教えてください。

○委員長（清水 明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 10 番、村木委員の質問にお答えします。

18 万 7,000 円の未収金につきましては、28 年度分の過年度分の未収金につきましては 3 件の内訳となっております。公営日向住宅で 1 軒の 8 カ月分で 12 万 3,000 円、公営栃久保住宅で 1 軒の 3 カ月分で 4 万 4,000 円、小河南住宅で 1 軒の 1 カ月分で 2 万円となり、合計 18 万 7,000 円となっておりますが、そのうち公営日向住宅以外の 2 軒につきましては、8 月 31 日現在で徴収済みとなっております。

また、滞納者に対しては、2 カ月分の滞納がある場合には、速やかに督促状の通知を行い、また本人からの連絡がありますので、滞納が多くなっているので支払う頻度を早めるように、滞納をなくすように指導しております。また、個別訪問を行い、それで支払いを怠るのであれば、保証人に連絡を行い対処しているところでございます。また、経済的な

理由で全額支払えない方につきましては、払える範囲の金額で分割で払うようお願いしているところでございます。

今後は、滞納者に対しては、利用者のさまざまな状況もありますが、退居通告も視野に入れまして、未収金対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水 明君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 10 番、村木委員のご質問にお答えいたします。

25 ページの雑入、若者定住応援補助金返還金でございますが、こちらにつきましては、平成 20 年 10 月に補助金 160 万円の交付を受けておった方が平成 28 年 3 月 30 日に町外へ転出してしまいましたので、条例第 4 条に規定する対象要件を欠いたため、条例第 10 条及び条例施行規則第 7 条の規定により、返還を求めたものでございます。

この要件につきましては、定住とは住民票を移して継続して住むことを指しております。今回、こちらの対象者の方につきましては、補助金を受けてから町内に 5 年 5 カ月定住しておりましたので、条例施行規則の第 7 条の規定では、5 年 5 カ月というのは 10 分の 5 を返還するというふうに規定されてございますので、160 万円の 10 分の 5、80 万円を返還していただくということで決定をさせていただいております。

なお、この平成 28 年度中にその半分の 40 万円が返済されましたので、この 40 万円が雑入として入ったものでございます。

なお、残りの 40 万円につきましては、こちらは本人も諸事情により転出し、親の介護等ということで転出したこともございますので、本人とお話をして 40 万円を 1 万円ずつの納付書にして払えるときに払っていただくということで、平成 29 年度中に残りの 40 万円をお支払いしていただくということでお話し合いも済んでおります。

なお、本定例会の補正予算で滞納金の窓あけもさせていただいておりますが、1 年間に執行猶予というような形で見させていただいて、今年度 29 年度につきましては、やはり規定により延滞金も発生するというので、こちらについては既にご本人の了解のもと、そのような予算措置を行っております。

なお、9 月 1 日現在で残りの 40 万円のうち 17 万円が返済されておりますので、今そのような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

9 番、原島委員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

町税の収入についてなんですが、高橋委員とちょっとダブるかもわかりませんが、総合収納で滞納繰越分が前年より12.2%も増加していると。住民課のほうの方も朝あるいは夜、あるいは日曜日、収納に行っているんですが、やはり増加して厳しい状況ではないかなと思います。町税の貴重な財源でありますし、税の公平性からも一生懸命やっていたらいいわけなんですが、今後の方向性として、全体的に延滞が増加していくのかどうか、また大口先に対しては差し押さえ等も考えられるのかどうか、その辺について、各市町村によれば、実際に差し押さえをかけているというところもあるんですが、差し押さえも1回50万かかりますので、金額的にも厳しいのかなと思いますが、その辺も住民課としてはいかに延滞を減らすかというようなことで、何かいい方策、あるいは今後どうするのか、貴重な財源収入ですので、あれば教えていただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（清水 明君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 9番、原島委員の未収金の状況等について、まずは全体の未収状況についてご説明をさせていただいた後に、新たな差し押さえ等の件についてのご説明をさせていただきたいと思います。

未収金についてですけれども、9ページに記載しております町全体の税の未収金は438件537万177円で、前年度と比較しますと57件66万1,811円の減少ということで、率に直しますと11%の減少ということで、このところずっと前年度よりも未収金は減少傾向になっておりますが、この8月末現在でも特別会計を含めました税及び使用料の未収状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

8月末現在ですと924件1,197万678円となっております、これを前年の同月と比較しますと、件数で152件のマイナス、額では77万1,337円のマイナスということで、件数では率で14%、額で6%の減少ということになっております。

町税では398件481万7,828円でマイナス20件、16万4,337円のマイナスと。使用料につきましては8件で11万2,750円ということで、マイナス1件、額ではプラス1万5,300円ということで、この内訳の主なものは、ただいま地域整備課長のほうから説明がありました住宅使用料ということになります。実費徴収金は6件3,200円ということになります。

特別会計関係では、国民健康保険税が223件357万1,800円で、前年度よりも115件、額で109万7,500円の減ということで、件数の率に直しますと34%の減、額では24%の

減というようなことになっております。後期高齢者保険料では 81 件 148 万 3,300 円で、件数で 7 件、額で 46 万 9,200 円の減と。介護保険料は 208 件 198 万 1,800 円の減ということで、いずれも前年よりも減少する傾向にあります。

事務報告の 125 ページに徴収率が書いてございますが、99.2%ということで、東京都の中では島も含めまして 5 番目に高い徴収率ということになっております。なお、西多摩 8 市町村の中では一番高い徴収率ということで、前年度と比較しまして徴収率の順位では 1 つ上がり、率では 0.8% 向上しております。

理由としましては、東京都税務協会から 1 名の派遣を受けて、先ほどございました臨戸訪問、各家の訪問を強化するとともに、大口滞納者への納税の交渉、そして新たな差し押さえの一環ですけれども、預貯金の差し押さえ、こちらのほうを行っております。

また、副町長を長としまして、関係課長、係長で構成します未収金対策会議、こちらのほうも実施をしております、12 月のオール東京納税 S T O P 強化月間につきましては、通常の納税担当による訪問だけでなく、介護保険料等所管課職員も訪問し、実施をしております。また、12 月と 3 月には休日と夜間の臨時納税窓口も開設をしております。

未収金につきましては、まずは現年度分の税や使用料というものをそれぞれの課が発生させないように引き続き努力を行っていくこと。それでも発生した場合につきましては、訪問あるいは電話を小まめに行い、また、休日ですとか夜間の納税の窓口機会もつくりながらやっていくとともに、28 年度に新たに取り入れた預金の差し押さえ等を実施すると。そして、一括納入が無理な場合につきましては、分納等をお願いしていきながら実施をしていきたいと考えております。

28 年度の臨戸訪問、各家庭を訪問した日数ですが、172 日ということで非常に多くの日数を訪問に割いております。延べ訪問した方の数につきましては 983 名、そして、その場でいただいたと税額分としては 658 万 1,000 円ということで、こちらのほうを訪問によって徴収をしております。

なお、これは当日に納めていただいた金額だけでございますので、こういった訪問を機会に、その後に納めていただくというようなことも効果としてあると思っておりますので、この数字以上の効果を上げているということになります。

ということで、物件等の差し押さえにつきましては非常に手間、費用ともかかりますので、まずは預金等、これは各金融機関のほうにお送りして、預金のありなし並びに残高の照会をした上で差し押さえをして、そこから滞納分を徴収するというものですが、こういったことをやっていく予定で今年度も既に実施をしておりますが、これは各金融機関の支

店ごとに照会をしないとあるなしがわからないので、ある程度当たりをつけて、例えばお住まいの周辺の金融機関ですとか、そういうところで一件一件に送らなければいけないということで、手間と当たるかどうかというのが非常に難しいものですが、新しく都の税務協会から来ていただいた方の指導によりまして、こういう差し押さえの仕方というのもやれるようになってきましたので、こういったことをやっけていながら、まずはためないという形で展開をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしく願います。

以上です。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

9ページに不納欠損額とありますけど、ここら辺の不納と判断する基準があったら教えてもらいたいのと、やはり未納のほうは皆さん非常に努力して減ってきていますし、未納のうちはとれるということだと思んですけど、不納になると回収できないということだと思んですけど、やはりゼロ目標ぐらいのことで考えていただかないと、税金を一所懸命納めている方がばかを見るというようなことでは困りますので、そこら辺はどう考えているのか教えていただければと思います。

○委員長（清水 明君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 5番、小峰委員の不納欠損のご質問についてお答えをさせていただきますと思います。

町税全体での現年度分につきましては14件4万9,116円で、過年度分75件56万2,776円を合わせますと計で89件61万1,892円ということで、前年度と比較しますと件数では15件のプラスということになりますが、額では560万449円のマイナスということで、大きくマイナスになっております。個別には、町民税が17件37万6,405円で、件数でプラス6件、額で16万3,560円。

この理由についてですけれども、地方税法で定められておりまして、地方税法第15条の7というものと18条というものがございまして、死亡ですとか、それから生活保護になった方、法人ですと倒産等によって回収ができない場合、それから、行方不明あるいは発生したときから一定年限、税ですと5年ということになりますがそれを過ぎますと時効というようなことで回収ができないというふうになっております。今回のケースとしましては、死亡が5件、倒産が1件、生活保護になったケースが3件、行方不明を含めました

時効が8件ということになっております。

したがって、この法律に基づいて不納欠損をしているものであって、時効が来るまでの間は積極的に徴収をし、また死亡等やむを得ない理由のときには、その時点で不納欠損とせざるを得ないということです。この点を不納欠損額ということで入れさせていただきます。

以上となります。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

1番、木村委員。

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

20ページが一番下のほうになりますけど、不動産売払収入、不動産の価格としては金額が小さいかもしれませんが25万1,886円ですか、町の財産を売り払うときの手続ですとか条件ですとか、その辺を教えてください。

○委員長（清水 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1番、木村委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

決算書20ページの下のほうということで、不動産の売り払い収入でございます。こちらにつきまして、収入済額のほうが25万1,886円というところでございまして、備考欄で町有地の売り払い収入とされているところでございます。こちらにつきましては、氷川字南氷川の1379—13というところで宅地14.19平方メートルを売却しまして、それによって得られた収入ということになっております。

ご質問の中で、町有地を売却等する場合の手続の関係でございます。この不動産につきましては、普通財産というところになっておりまして、実際の現場としましては、住宅でお住まいになっていたところの中に、町の昔で言う赤道的な入り方をしている残存地があったということで、登記上はそれが町有地であったと。実際には、地目としては宅地ということで、そちらを払い下げに近いような形で売却したというものでございます。

町のほうとしましては、財産価格審議会というものがございまして、こちら副町長を長としまして、私、企画財政課長等が入って課長職で審議しているものですが、ここに担当課のほうから審議の案件を上げていただきまして、そこで今申し上げたような目的であるとか場所、それから評価額を基準に妥当な金額がどうであるかというようなことを審議しまして、金額等の決定をするというような状況でございます。

その後については、手続、法律等に従いまして、土地の売買契約書等を先方と取り交わ

しをしながら、その後、登記、所有権移転等も行って一連の事務を行っていくというよう
な状況になっております。

以上でございます。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

2番、大澤委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

先ほどの原島委員の質問に関連しまして、9ページの町税の滞納した方の滞納理由など
を把握しているかどうかと、預貯金の差し押さえを行っているということですが、預貯金
を差し押さえられると電気代が払えないとか、生活に困るという方もいらっしゃると思
いますが、そういうところは把握して、町民の事情に沿った徴収になっているかどうかとい
うところを教えていただければと思います。

○委員長（清水 明君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 2番、大澤委員の徴収の件についてでございますけれども、
滞納の理由ということですが、こちらは税の場合につきましては前年度の収入であったり、
基準日における所有の状況によって課税がされるものということで、若干お支払いいた
だくのにタイムラグが発生するわけですが、これに伴って、所得の構成によって税額
が変更、これは増額ということでもふえたために一括で納入できないですとか、一時期、仕
事がなく、その間未払いとなっているものについて今お支払いをいただいていたり滞納に
なっている場合。あるいは、退職に伴いまして、これまで特別徴収ということで給与から
天引きになっていたものが普通徴収ということで、ご自分でお支払いをいただくというよ
うな形態に変わったことによって支払いがされなかった。それから、前年度との所得の差
があつて支払いが一括でできないというようなこと。これらケースさまざまでございます
ので、一概に何が多いいということではないんですが、そのような形でさまざまな形の未収
がございますので、訪問へ行った段階で、先ほども分納というお話をちょっとさせていた
だいたんですが、その方の所得の状況等を勘案しながら納めて、分納していただく額を一
律ということにするのではなく、1万円であったり3万円であったりということで、分納
のお話をさせていただいて、了解の上、毎月いただいていると、そういう状況でやらせて
いただいているところでございます。

それから、差し押さえについては、金額がある程度ないとできないものですから、その
中であるものはお支払いをいただくというのが一般的な考えだと思いますので、その点で
金額がある通帳等が金融機関のほうから報告された場合につきましては、これはその後、

差し押さえの手続をしてからでないと、そのお金というものが確保できませんが、その時点では全て徴収させていただくということでやらせていただいております。

以上となります。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

9番、原島委員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

固定資産税の関係でちょっとお聞きしたいんですが、今、若者定住化対策、あるいは定住化対策で大変町も力を入れたり、あるいは職員の方々にもいろいろ頼んで空き家のほうを調べたり、現在空き家が340軒、その辺もあります。税金の意味から、そこには当然、固定資産税が発生すると思うんですが、その固定資産税について、土地と建物のその辺で空き家のほうで全部払っているのかどうか、あるいは、もし払っていなければ、現状どういうふうに相手に説明してもらうようにしているのか、あるいはずっと払わないで今後どうするのか、その辺がもしわかれば、ちょっと教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（清水 明君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 9番、原島委員の固定資産税の関係のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

固定資産税につきましては、土地、家屋、減価償却ということで分類のほうは分かれますが、主に土地と家屋だということに思います。土地につきましては、基本にご自分がお住まいになる宅地につきましては、住宅用地の特例ということで、課税標準額の200平方メートル以下であれば6分の1の額が課税されるということで、お住まいに必要な宅地の税については額を減らして徴収いただくということになっております。

一方で、若者定住化対策室のほうで空き家等の調査をしていただきまして、今470軒余りの空き家が町内にあるということで、これを公平公正な税の観点ということで、今年度に入りまして検討を今進めて、ここで条例審議会のほうへ、これは要領であったり基準であったりということで、法に沿った形で運用の仕方をどうするかということなんですけれども、空き家特措法の危険空き家、こちらについてはその6分の1の税率の軽減を撤廃するというふうになってはいますが、税側としても、この辺しっかりとした形で公平にとっていくべきであろうということと、もう1つ、セカンドハウスと別荘という分けがございまして、週末あるいは週の平日の日に勤務あるいは週末を過ごすために用いる住宅は宅地であるというようなことで、これは軽減税率の対象と。一方で、保養を目的とした場合につ

きましては別荘という取り扱いになって、こちらについては軽減税率の対象外というふうになるというふうに法律の中ではうたわれております。

これを適用させるに当たって、基準の制定ということで、別荘ですと軽井沢町ですとか富士見町ですとか、こういった別荘先進地等に連絡をしながら確認をしていきまして、別荘等対象者につきましては、月1日以上の利用というふうになっておりますので、1日以上の利用があれば宅地、居住の用に供すると。それ以外であれば逆に別荘に分類することになっておりますので、毎月報告書を出していただいて、いつ来たということと、それを裏づけるために公共料金、電気ですとか水道等の写しなどを添付していただいて、それをもって、利用がある場合につきましては軽減税率の対象、それがいない場合については軽減税率の対象とはならないということで、今整備を進めておりまして、今後調査等によって、空き家も含めてその辺の取り扱いを決定していきたいと思いますが、この辺につきましては、今後しっかりとした周知をしていかないと、逆に納税していただくのにちょっと抵抗があるといいましょうか、そういったことも発生すると困りますので、しっかりと周知をした上で実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

2番、大澤委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

13ページの商工使用料、観光施設使用料の中のおくたまコミュニティセンターが1,557万4,000円と割と大きい金額が入っていますので、その内容と、その下のところの道路・河川使用料の河川占用料324万2,736円のどこから入っているかというのを教えていただければと思います。

○委員長（清水 明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 初めのおくたまコミュニティセンターの1,557万4,000円の使用料でございます。

こちらにつきましては、もえぎの湯の年間を通した使用料でございます。こちらの計算の根拠につきましては、取得時の価格掛ける残存価格ということで、また、利用効率等も含めて条例の行政財産使用料の計算根拠につきまして計算をしております。

以上でございます。

○委員長（清水 明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 2番、大澤委員の道路と河川使用料についてお答えい

たします。

道路と河川使用料につきましては、道路につきましては道路法の規定に基づきまして、占有許可にかかわる適用した占有料を条例の規定で毎年徴収しております。現在の占有状況でございますが、事務報告書の329ページに記載してありますが、道路が43件、河川等が47件でございます。

また、この占有料につきましては、例えば道路で道路構造物、町が管理している構造物を壊して車庫をつくるとか、また側溝等に車を乗り上げる構造物等を設置する場合において占有をもらったり、あと、河川におきましては、キャンプ場とかそういった場所で橋をかけたり、工作物をつくった場合にその面積に対する占有料をいただいております。

以上です。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水 明君） 質疑なしと認めます。

以上で認定第1号の歳入の質疑を終結します。

次に、歳出についての質疑を行います。歳出は、款別に幾つかに区切って行います。

初めに、款の01 議会費、款の02 総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、澤本委員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

29ページの自治会運営交付金が663万1,000円あるんですが、昨年よりふえていると思うんですが、これはもう来年以降もこういうお考えでよろしいですか。教えていただきたいと思います。

○委員長（清水 明君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 3番、澤本幹男委員の自治会運営交付金の関係についてご説明をいたします。

まず、自治会運営交付金につきましては、運営経費として年間総額450万円、これを交付金として交付しております。各自治会それぞれ均等割、世帯割、また財政事情割ということで各自治会で徴収しております自治会費等の状況等を見ながら、それらを交付しているということでございます。

前年と比べてふえている部分でございますけれども、28年度から、これは以前、住民課のほうで実施しておりました自治会資源回収奨励金、この関係で西秋川衛生組合のほう

に加入したというような観点から、この部分の交付を実際にするをやめて、今後、各自治会で協力をいただいて、ごみの減量化につなげていこうということでしたけれども、やはりそれまでにある程度各自治会で皆さん減量に協力をいただいて、その部分を交付していたというようなことで、その部分を全てなくしてしまうと、そこら辺の減量化という意識がまた薄れてしまうというようなことから、この部分については、過去3年間のそれぞれの自治会の奨励金を平均化した金額で自治会に交付をして、そういうごみの減量等の意識をさらにつなげていこうということで、この部分に202万6,000円を28年度から増額して、自治会運営交付金として支給をしているということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

8番、高橋委員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

同じ29ページなんですけど、総務費委託料のところの職員健康診断委託、金額についてではないんですけど、ちょっとお伺いしたいと思います。

事務報告書のほうでしたっけ、異常者の数についてちょっと調べたんですけども、この3年間を見ていると、確かに異常者の数が減少しています。28年度でいうと57%、75人中43人が異常者と。ただ、この異常の内容はちょっとわからないんで、どの程度のものかというのはわからないんですけど、自分みたいにある程度年をとってくると、検査すると何らかの形でひっかかるんですね、血圧だとか中性脂肪とか。その辺、もし内容等についてわかれば教えてください。

それともう一点、管理するのは総務課長なのかどうかちょっとわからないんですけど、職員の方への指導という面もあるかなと思うんですね。異常の職員に対する指導、その辺もどういう指導をしているか、答えられる課長なり町長、副町長でも結構です。2点、よろしくお願いします。

○委員長（清水 明君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 8番、高橋邦男委員の職員の健康診断の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、職員の健康診断については、年に一度必ず受診をしなければならないということで、これは労働安全衛生法のほうで規定がございまして、町のほうで健康診断を実施しております。この事務報告書に出ている人数でございますけれども、これは町の集団検診、奥多摩病院で実施をしておりますけれども、それを受診した職員でございます。

また、最近では自分で人間ドックに行き、通常やっている健康診断のほかに、胃の検診ですとか脳の検診ですとか、そういう部分も含めて健康診断の中で実施をしたいという職員も数多く出てきておられ、人間ドックに行っている職員も多くなっております。

これら人間ドックに行っている職員の健康診断の結果をどうするかということでございますけれども、この人間ドックを受診した場合には、職員互助組合から一定の助成金という形で今交付しているわけですが、それを交付するに当たって、診断結果を全て提出しろということで対応しております。その中で、やはり異常等もございますので、そのあたりの部分も確認をさせていただいております。

通常健康診断を受診をしていけば、奥多摩病院の先生が異常な部分をどういうふうに対処すればいいかということでございますけれども、人間ドックのほうは、やはり診る先生がそれぞれでございまして、それらの結果については、安全衛生委員会という組織がございまして、事業所 50 人以上いる職場については、労働安全衛生法の規定に基づいて、安全衛生委員会を組織して職場の健康の状況ですとか、あるいは超勤の状況、休暇の状況等を含めて、それらを全て確認して、対応に誤りがないかというようなことを話し合う組織ですけれども、そこに病院の先生等も加わっていただいております。その中で人間ドック等で異常と出た職員については、先生のほうでその結果をごらんになっていただいて、対処方法についてもご助言をいただいているところでございます。

主に異常が出ている職員で多いのは、高脂血症という病名が多いんですけども、やはり多少肥満系統だとか、そういう部分が多いということでございます。あと、個々に職員によっていろいろ特異な病気を持っている職員もございますけれども、主に多いのは高脂血症、また肥満等ですけれども、そういう部分の職員については共済組合のほうに全て結果を送って、メタボリックというような部分の職員については、共済組合のほうから職員を派遣いただいて、その職員について常に指導を行っているということで、年間 20 人程度、共済組合から派遣いただいた先生の指導を受けているということでございます。

また、異常者への対応ですけれども、健康診断の結果によって、これは治療しなければならない、再検査をしなければならない、精密検査をしなければならないというような職員がおりますけれども、その職員につきましては全て 2 次検査ということで、病院は特に指定はございませんけれども、2 次検査を受診を義務づけております。それは各課長にそれぞれの課の職員の結果を渡し、この職員については 2 次検査を受けて、その後対応をどうするかというところで報告を出していただいているというところでございまして、そういう結果に基づいて継続的に受診をしている職員も出ているということでございます。

これらの要因もそれぞれいろんな要因がございますけれども、職員の健康ということで、普段から休暇の取得ですとか、そういう部分も含めて各課長のほうで職員の健康管理を気をつけるようにということで、課長会等で副町長のほうからも指導がございますので、そういう形で今対応しているところでございます。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

10 番、村木委員。

○10 番（村木 征一君） 10 番、村木でございます。

33 ページでございます。19 の負担金・補助及び交付金、バス路線の維持対策の補助金でございますけれども、これ氷川中と古里中の統合のときにぼんと増えたわけですが、これは当然、統合によりバスの増発の関係だと思っておりますけれども、当然会社と協議をしながら補助金を交付するわけですが、今後の見通し等について、これは非常に難しいでしょうけれども、増えても減ることはもうないと思うんですけれども、今後の見通し等について、もしわかったら教えていただきたいと思っております。

○委員長（清水 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 10 番、村木委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

決算書の 33 ページの中段、企画費というところの 19 の負担金関係のところのバス路線維持対策費補助金、28 年度におきましては 6,740 万 8,000 円余りということで、非常に大きな額を支出させていただいております。こちらにつきましては、予算審議のときに内容については申し上げたところでございますので割愛をさせていただきたいと思っておりますけれども、ご質問の中で今後の見通しというお話でございます。

非常に西東京バスに支出をしているわけでございますけれども、奥多摩駅が主な発着所になるわけございまして、観光客のほうは大分増えているというようなお話も聞いていの中で、バス路線の補助金については減るのではなくて、こちらは今増えてしまっているということです。基本的には、28 年度につきましては、古里中と氷川中の統廃合という部分が主なものということになっておりますけれども、今後の状況ということで、まず現状なんですけれども、国のほうでも全国的にいわれる赤字バス路線というのが多くございまして、国のほうの補助金部分もあるわけなんですけれども、一時期、その補助金の補助率を下げて、インセンティブを持たせてバス会社にもっと収支の向上を目指すようにというお話も国交省のほうから通達というか内々に情報がありました。ただし、これについては現状のところは立ち消えという状況でございます。

ただし、そのかわりというわけではないと思うんですけども、バスが通っている関係の市町村、また、こちらで言うと東京都も含めてということになるんですけども、関係自治体でワーキンググループを持ちなさいということで、それには当然バス事業者も入ることです。この中で収支の向上を目指すために話し合いをして、なおかつ今後の収益向上のための計画書を国に提出することを義務づけるというようなことで今動き始めております。

ただ、そもそも国がこのバス路線に補助を出す理由というのが、赤字であるがために、しかしながら生活路線は維持しなければいけないということで、赤字は承知の上である意味補助金を出しているんですが、国とすれば、その赤字幅を少しでも減らなさいという流れの中で、今申し上げたようなワーキンググループの設立とか、それから改善計画の提出というものを始めたということでございます。

今年度に入ってからということですので、まだ実績等は出ていないという状況ではございますけれども、今後につきましては、そういった国の動きも含めまして、町としましても関係の市町村、あるいは東京都とバス事業者を含めて少しでも利用客が増えるよう、また赤字が減るような形で、過去にも申し上げましたけれども、年に数回、西東京バスと勉強会も設けております。そういった中で町も観光立町を標榜している中で、観光客を呼び込むことに対してバス事業者、あるいはJRとタイアップしながら、そういう部分の集客を高めるということ、また西東京バスにつきましては、歳出の部分の削減努力といった部分も求めるというようなことで今後も進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと存じます。

以上です。

○委員長（清水 明君） お諮りします。会議の途中であります、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水 明君） 異議なしと認めます。よって午後1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長（清水 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳出、款の01 議会費、款の02 総務費の質疑を続けます。

質疑はございませんか。

7番、宮野委員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野です。

38 ページの人権・行政相談費の08 報償費のところ、備考欄の人権、行政、法律相談、これ無料法律相談とか、事務報告書143 ページでは件数4件書いてあって、法律相談のほうについても相談者数が、これ無料相談なんですけど10人の相談で、相談内容6件に賃貸契約2件、その他2件というふうに書いてあるんですけども、これは年々ふえている傾向なのかどうか、ちょっとそこのところをお伺いしたいんですけど、こういう相談所があるんだけど、なかなか来られないという人のためなんかに出前という形で訪ねていく、こっちまで相談に来られない人に対して出かけていくことなんかできるのかどうか、そういうことをお考えになったかどうか、わかる範囲でいいんですけど、教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（清水 明君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 7番、宮野委員の人権行政相談関係のご質問についてお答えをさせていただきます。

事務報告書のページにつきましては、先ほど委員がおっしゃったように143 ページということで記載をさせていただいております。人権相談それから行政相談、こちらは毎月第2木曜日に開催をさせていただいております、その年間の件数というのがここに記載されております。それ以外に法律相談、こちらにつきましては弁護士等による相談ですけども、こちらを8月と2月の年2回開催をしております。

件数については、伸びているということでもなく、減っているということでもなく、均等といいますか同じような状況になってございますが、こういう相談については、田舎という特性があって、なかなか相談を受けることがちょっと気が引けるというようなこともございます、この辺についてどういうやり方がいいのかということもあるんですが、これ以外に法テラスというところで司法書士会、こちらのほうでもやっていただいているんですが、こちらは年に1回実施ということで11月ごろ行っていただいているんですが、同じような状況ということで、この辺のところ、出張することはちょっと費用の関係とか、なかなか難しい部分があるんですけども、例えば消費者相談窓口ですと、今西多摩のほうで、どこに行っても相談が受けられるというようなことで連携をしておりますので、こういったことは今後可能なのかどうかとかということとあわせて、消費者相談もそうなんですけれども、案件によっては法的な問題ですとか人権の問題ですとか、さまざま絡むと思うので、同日開催とか、そういうことが可能なのかどうか、今ちょっと検討を始めた

など思っているところでございます。

以上です。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

33ページをお願いします。災害復興特別交付税返還金というのがありますけれども、これがどういう意味なのかちょっとお答えいただくと、それから、その下のほうの旧レイクサイド奥多摩の関係費が年間80万ぐらいかかっていますけど、今後の活用の方法などがありましたら教えてください。

それから、次のページ33の町有財産移転補償費と大氷川地内用地買収に伴う物件補償、この3点についてちょっと内容を教えていただきたいと思います。

○委員長（清水 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、小峰委員さんの質問にお答え申し上げます。

3点ということで、まず1点目でございます。32ページです。一番上のほうになりますけれども、財政管理費の中の節で言うと23の償還金というところで277万7,000円の震災復興特別交付税返還金の内容でございます。

こちらにつきましては、平成24年度末でございますけれども、町のほうに交付がありました。内容ですが、西秋川衛生組合のほうに4市町村で加盟をしているわけですが、こちらの新炉建設の負担金の財源ということで、国から別に補助金が来ているんですけども、それは100%補助ではないということで、補助裏という言い方をしますけども、裏財源ということで、特別交付税で平成24年度末に手当てがされております。そのときに入ってきた総額の交付税額というのが特別交付税なんですけども、これが4,625万2,000円ということでした。

ただし、その後、実際に負担金として支出された額が4,347万5,000円ということで、そのときにいわゆる277万7,000円が多く町のほうに入っていたということで、これは奥多摩町だけではなくて、ほかのあきる野さんとか日の出さんとか檜原さんも、額は違っても同様の状況です。これにつきまして支出をしたんですけども、余剰交付が国からあったということでございまして、後の会計検査院のほうの指摘もございまして、これは実際にいわゆる浮いた状態のお金でありますので、それを国に返すというような内容のものでございます。まずそれが1点でございます。

続きまして32ページ、同じく中段以降ということで財産管理費でございます。この中

の節で言いますと 13 の委託料、一番右の備考欄で旧レイクサイドの建物管理並びに電気工作物等ということで、合わせて 80 万円ほどということでございます。建物管理の補助業務委託につきましては、タンポポの会でこの建物の窓あけであるとか清掃ということで、年間 100 日程度入っていただいて維持管理をしていただいております。

それから、もう一個の電気工作物の保安管理業務委託については、関東電気保安協会のほうで定期的に点検をしていただいているという内容でございます、ここだけ見ますと歳出だけということにはなるんですけども、歳入のほうでも財産収入ということで携帯電話の基地局、アンテナがございますので、そちらのほうでも 30 万程度は年間入ってきているというような状況でございます。

それで、今後の活用等の状況でございますけれども、以前の予算審議の中でも一度申し上げたかと思うんですけども、現状におきましては具体的にいつから何をという状況の話はございません。ただ、直近の使い方ということでございますと、この 9 月補正予算の中でもご審議をいただいてご決定を賜りましたが、原生活館の改修工事の際に、場所がああいう国道沿いということでありまして、資材の仮置き場であるとか、あるいは生活館の中に消防車両も入っていますので、そちらの車両を一時的にレイクサイドの敷地内に移転して使うと。また、原生活館そのものが工事が始まると使えなくなりますので、自治会での一時の倉庫と、また会議なんかも使っていただくような手はずのほうは整えているという状況になってございます。

それからもう一点、ページが変わりまして 33 ページでございます。こちらも財産管理費の続きの一番最後、節で言うと 22 の補償・補填及び賠償金というところでございます。支出のほうで 374 万円ということで、一番右の備考欄では 2 項目ということでございます、町有財産の住宅移転補償費が 320 万円。それから、氷川（大氷川）の地内の用地等買収に伴う物件補償費 54 万円でございます。

最初に、上段の町有財産の住宅移転補償費でございます。こちらにつきましては氷川 150 番地 1 の所在地でございますけれども、こちらのほうで町有地に住宅がありまして、そこに住んでおられた方がいるんですけども、もう 50 年ぐらい家がたったということで、昨年、28 年の 9 月補正のときに説明のほう申し上げておるんですが、その際に借りている家ではあるんですけども、リフォーム等で 540 万円ほどかかったということで、算定基礎としてはその約半分に引越し費用ということで 320 万円、これは当方の弁護士と先方の代理人を含めてということで、交渉の中でそういう補償費を出すということで支出をしたものでございます。したがって、ここの住宅については現在解体されているとい

うことで、更地になっているところでございます。

それから、もう一点の氷川（大氷川）地内の用地等買収に伴う物件補償費でございますけれども、こちらは昨年12月の補正予算でご審議いただき、ご決定を賜ったものでございます。こちらは奥多摩駅交差点近くの3階建ての旧店舗があったと思うんですけども、そちらの物件でございまして、所有者の方が介護老人施設に入居されているということでございまして、実際の片づけが難しいという中で、中には必要なものもあろうかと思うんですけども、その辺の物品等につきまして補償を54万円ということで決めさせていただいて、ここで支出をさせていただいた物件補償費、ここに書いてあるとおりでございますけれども、その考え方で存知物に対して出したというような内容でございます。

以上でございます。

○委員長（清水 明君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 小峰委員さんの質問のレイクサイドの今後の活用の件なんですけれども、これは以前に議会で同じようなご質問がございまして、町のほうから答弁をさせていただいておりますけれども、レイクサイドというのは東芝の保養所だった場所なんですね。旧東芝保養所。大きな会社ですから、全国的に保養所の展開をしておって、この奥多摩のダムの保養所も含めて、3つ、4つ整備をしたいということで、東芝のほうから町のほうに相談がありまして、当時、この保養所と周辺を囲む山林で合わせて1億3,000万ぐらい残存価格がありまして、ここはいわゆる自然公園法の特別地域という網がかぶる前につくられた場所で、相当歴史があって古い施設なんですけれども、それを改修しながらずっと使ってきたと。先ほども言ったように整理をしたいという話があったものですから、非常に景観のいい場所で、特別地域ですから今後はそこに建物を建てることもできない場所であるし、また、民間に払い下げ、売買をしたいというふうなお話がありまして、とりわけ町でもすばらしい場所なんです、正体のわからないような方がもし購入されて景観が壊れたり、近隣住民にまた迷惑が行ったりというのも困りますので、町のほうに安く払い下げていただけないかという交渉をしましたら、たしか880万ぐらいで町に払い下げをいただきました。

その後、町でも町の森林セラピーロード、対岸の東京都の水道局の持つ延長16キロの奥多摩湖いこいの路がありますけれども、ダムの堰堤から山ふるまで非常に長い距離の遊歩道でありますので、さらに町の森林セラピーロードにも認定をしている道路ですから、ちょうど中間地点に当たるのがこのレイクサイドの場所なんですね。レイクサイドのほうからも入り江で、向こう側からも入り江で、ちょうど一番距離が短い部分でありますので、

河村町長が以前、水道局にぜひドラム缶橋ではなくて、水位の変動によって取り外さないようなつり橋にしてくれないかと。そうすることでダムの上堤から山ふるに行くまでの間に気分が悪くなったり病人が出たりした場合、ここをつり橋にすることで国道にアクセスできますので、そのためにこのレイクサイドを町が買っておきましたので、つり橋には相当なワイヤーの引っ張り基礎とワイヤーのバックヤードというのが必要ですから、その際にはこのレイクサイドを取り壊しますので、そこを使ってくれないかというようなお話をずっと続けてきております。

先ほど山宮企画財政課長のほうからもお話しありましたけれども、ここで急遽、原生活館の備品等をストックしますけれども、そもそもの考え方は、水道局も予算だとかタイミングがあるかと思えますけれども、町は引き続き水道局に対しまして、この部分につきましてはつり橋を設置してほしいという要望を今後も続けていく考えでありますので、この点につきましてはご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

3番、澤本委員。

○3番（澤本 幹男委員） 3番、澤本です。

36ページの庁舎建設基金であります。途中経過という話し合いがされているか、わかる範囲で教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（清水 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、澤本委員さんからの質問にお答え申し上げます。

36ページ上段部分になります。庁舎建設基金費でございます。こちらにつきましては、平成28年度の決算額ということで1億5,002万円ほど積み立てのほうをさせていただいております。

現状におきましては、数字的な部分で申しますと決算書129ページのほうが基金の状況ということで、町で持っています基金の全体の一覧表がございます。この4の基金の状況、（1）基金の状況の中段のほうに庁舎建設基金というものがございまして、前年度末現在高ということでございますので、この決算書から言いますと、前年度が平成27年度末というところで1億円で、今回の28年度で1億5,002万円、現状の現在高は2億5,000万円ほどということでございます。

この庁舎建設基金につきましては、平成27年3月の議会で基金条例のほうを提案させていただきましてご決定をいただいたものでございまして、平成27年度から積み立てを始めたものということでございます。考え方としましては、年1年ずつというような積み

立ててございまして、将来的にどうなるのかという話があるかと思えます。今私どもが事務をとっておりますこの庁舎でございまして。庁舎の半分、駅側の部分については、もともと奥多摩工業さんの持ち物ということで、これを昭和59年ですか、増改築をしまして現状の形になったということでございましてけれども、そもそもの建設された年度が昭和40年ということでございまして、鉄筋コンクリートの耐用年数から申しますと、一般的に50年、長くて60年というような話がございまして。60年ということで行きますと、平成36年度から37年度で耐用年数の時期を迎えてしまうというようなことございまして。

平成28年度から積み始めたという中で、1年に1億円ペースということで、一応10億円を目標としております。実際に今後、庁舎の建てかえが耐震の問題等も含めまして、また防災施設ということでも必要になってくるんですけども、実際に建てるのに事業費幾らかかるのかというのは、これから実際に用地のことであるとか設計とかを組まないとも何とも申し上げられないところではあるんですけども、1つの物の考え方という中で、はとのす荘が約12億円程度ということで建設費がかかってございまして。また今、瑞穂町でも庁舎改修等しておりますけれども、青梅市の部分とか、そこはすごく大きいのでちょっと比較にはならないんですけども、そういう中で1つの設定として20億円は最低かかるのかなという気はしております。

建物だけではなくて、役場ですといろいろな電算設備であるとか、あと都防災の設備であるとか事務用品とか、非常にいろいろなものが絡んできますので、20億円でも足りるのかどうかというのは何とも申し上げられないんですけども、それに用地なんかも絡むかどうかということもございまして。話戻りますけれども、現状におきましては、まだ場所等もこれからどうしていくかという状況でございまして。

その中で、平成28年度6月に、これは要綱でございましてけれども、新庁舎の建設庁内検討委員会設置要綱というものをつくらせていただきました。副町長を委員長にしまして、企画財政課長が副ということで、以下、管理職全員のメンバーで組織する設置の検討委員会というものでございまして。それに先立ちまして、平成29年2月にその委員会の前に総務課、企画財政課、それから地域整備課の管理職と係長で一度、事務方の打ち合わせを非公式ですけれども行っております。その考え方の中なんですけれども、先ほど申し上げましたように1つの設定目標としましては、平成36年度末ぐらいには、1つの目標としては新庁舎ができていないと耐用年数の関係からまずいのではないかといいながら、行きますと、建物また金額から工期からいいましても、単年度では多分工事は無理だということで行きますと、2年ないし3年かかるかなということ。また、その前段として実施設計であると

か基本計画、また、そのさらに前で行きますと、予算要求や用地交渉ということになってきますと、もうほとんど余裕がないような時間の中で物事を進めていかなければいけないというような状況ではございます。

そのようなことではございまして、非常に今までは漠然としたような積み立てをとりあえずしてきたんですが、実際のところでは非常に時間はそんなにないというような状況の中でスピードアップを図りたいという状況でございまして。そんなこともありまして、平成27年度におきましては1億円の積み立てであったんですが、28年度におきましては、大分実質収支のほうもよかったということもありまして、スピードアップさせていただいて1億5,000万円積みかせていただいたという状況でございまして。ただし、29年度の当初予算におきましては、財源的に組み切れないというところで逆に6,000万円の積み立て予定ということで、今後、年度末に向かってまた1億円以上は積みたいというふうには考えております。

いずれにしても、これについては庁舎とはいっても住民の方にもいろいろな影響が出る問題でございまして、今後、先ほど申しました庁内の検討委員会を改めて開催しまして、ただいま申し上げたようなこと等も含めまして、具体的な事務事業について取り組みを始めたかと考えているところでございまして。したがって、庁舎の建設基金につきましては、今申し上げたようなスケジュールの中で最終的には活用を図らせていただきたいというふうに考えている中で、今積み立てをしているという状況でございまして。

以上でございます。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

9番、原島委員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島です。

1点だけお聞きしたいんですが、37ページの目の13、防犯対策費の節の12の役務費の1万430円、ここは保険料なんですけど、こども110番というのが各家庭の目の前にB4ぐらいの大きさのものがつるしてあると思います。奥多摩町で現在何軒ぐらいこども110番の家があるのか、それに基づきまして、非常に子供さんが今、千葉でもベトナムの女の子が殺されたりなんかしております。少しでも子供さんが危険に遭った場合、駆け込めるような家をふやしておいたほうがいいのかなと。そのためには、これをどんどん推進していただければ、子供さんも、あそこの家に飛び込めば安全だというふうになるのかなと思います。特に通学路における場所については、できるだけ多くのこういうこども110番の家のレッテルみたいなのがあればいいのかなと思っております。これからそういうのもどんどん推進す

るのかどうか。

それから、物によっては大分時間がたって古いものもあります。汚くなったものもありますし、どこに言えば新しいのがもらえるのか、あるいはどういう配布をされるのか、ちょっとその辺があればお聞きしたいなど。子供さんの安心・安全のためにも、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（清水 明君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） ただいまのこども 110 番の家の軒数ということでございますが、古里地区、氷川地区合わせて 149 軒だったかなというふうに思います。ここ数年来、軒数については変わっておりません。また今後、PTA等を通じて、なるべく推進していこうというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水 明君） 質疑なしと認めます。

以上で款の 01 議会費、款の 02 総務費の質疑を終結します。

次に、款の 03 民生費、款の 04 衛生費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番、高橋委員。

○8 番（高橋 邦男君） 8 番、高橋です。

民生費の 49 ページをお願いします。49 ページの 17 の地域ささえあいボランティア事業費、やはりこれも金額じゃなくて、事業の推進についてちょっとお伺いしたいと思います。

26 年 6 月だったと思います。3 年前開始しまして、年々利用者の数がふえているんですね。ちなみに 26 年度が、6 月からですから多少 1 年間分じゃないんですが、121 人利用がありました。27 年度は 155 人、そして 28 年度に至っては 248 人と最初の年よりも約 2 倍ぐらいふえていると。また、登録している方の人数も大体 2 倍近くになっているということで、結構利用されているんだなというのを感じています。そして、利用者の方の評判も非常にいいんですね。料金がもちろんかかりますけど、特に町外の医療機関への送迎が非常に多いと思います。

それで、ちょっと質問なんですけども、やはりこの事業は、自分が考えるに利用者の方、無料じゃないんですね。多少お金を払うと。もう 1 つは、車の運転とかで協力して送迎している方もボランティアであるけども多少の手当てをもらうと。やはりこの関係が遠慮な

く使える、あるいはボランティアのほうも多少時間を割いてでも出向くことができると。やっぱりこの関係というのは、これからの社会の中で必要なのかな。何でもかんでも行政サービスに頼るといふんじゃなくて、また、逆にボランティアのほうも多少でも、この場合でしたらガソリン代等ぐらいは出るお金をいただいていると思っています。

ということで質問なんですが、これをもっと多くの町民の皆さんに知っていただくということを、確かに社会福祉協議会のほうに委託はしているんですけど、町としても委託している以上、やっぱり何らかの形でPRも積極的に行ってほしいなと思うんですけど、その辺どう考えているかお願いします。

○委員長（清水 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 8番、高橋委員の地域ささえあいボランティア事業についてのご質問にお答え申し上げます。

事務報告書にて該当の箇所が204ページからになりますけれども、こちらに件数等、あと会員の人数等が詳しく載っております。まず現状でございますが、ただいま委員からのご指摘にありましたように、年度を追うごとに事業を利用されている方が増えているということでございます。特に特別協力会員といたしまして、車を運転する送迎のサービスを利用されている方が多いというところでございます。

委員からもお話がありました通院、買い物、その他というところでいろいろ区分けがあるんですけど、特にその他の中で28年度特に多かったのは、ペットを動物病院に連れていくためにというのがかなりの数ございました。確かに町内には動物病院がございませんので、ペットが病気になったときには、直近で青梅市内まで連れていくということがかなりあったというふうに聞いております。あと、美容院に行きたいとかということも多かったというふうに聞いております。

現状の問題点としては、やはり特別協力会員、車を出していただいて送迎を担っていただく会員の数がなかなか伸びないというところがございます。利用会員については、やはり利用したいという方は声が多く聞こえるところでございますが、車を出してボランティアの精神を持って送迎をするという方がなかなか増えてこないというのが現状でございます。現在、特別協力会員51名いらっしゃいますけれども、半数近くが民生児童委員といった福祉関係の役員をやっている方が多いというところです。

委員からご指摘ありましたように、この事業は社会福祉協議会に委託をして行っている事業でございます。事務的な運営、調整については社協の職員がやっているというところです。町は委託をすればいいだけではなくて、それについて積極的にPRをすべきであ

るということはもっともな話でございまして、当初は積極的にPRをしていたところですが、なかなか利用会員が増えないというところで、具体的にどうしたらいいのかというところなんですけれども、やはりこれについてはボランティアセンターの運営もしている社会福祉協議会のほうが、よりボランティアを目指す方と身近に接する機会が多いというところで、お任せをしているのが現状でございます。ただし、PRの仕方も町の広報等も含めていろんな形でするのは町でも十分できますので、今後はより多くの方から知っていただく機会も必要だと思いますので、まだまだ全町民の方が事業を周知しているという状況ではないというふうに認識しておりますので、今後より積極的なPRに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

52ページなんですけど、福祉モノレールについてちょっとお伺いしたいんですが、現在、福祉モノレールがどのぐらい使われているかということと、必要とする方がいるかということと、それから、福祉モノレールは定期的に整備しなきゃいけないと思うんですけど、そこら辺の整備のほうはどんなふうにやられているかお伺いしたいんですが。

○委員長（清水 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 5番、小峰委員のご質問にお答え申し上げます。

決算書53ページの14、福祉モノレール等整備事業費でございます。この中のまず整備については、委託料の中にあります保守点検委託というところで、これは設置事業者であります会社に1年間を通して整備を委託しております。年間1回程度、機械とエンジン等の整備をしております。

それから、事務報告書の211ページにございます。これは福祉モノレールの設置事業というところで新設が2件ございます。大丹波で2件新設をしております。そのほか撤去しているのは、利用者がいなくなって撤去したところでございます。現状どの程度使われているかというところでございますが、今のところ16カ所に設置をされておまして、使われているというところでございます。

まず福祉モノレールを設置する方というのは、なかなか自分の足で移動が困難な方ということで、自動車が入る道までの距離をモノレールを使って移動して病院等に行くという方が主でございますので、どうしても高齢の方で病気を持っている方、あるいは介護を必

要とされる方でございます。ということで、福祉モノレールを設置してしばらくたった後に入所されてしまったとか、あるいはお亡くなりになってしまったという方もかなりあるということで、現在この使われている16カ所についても、頻繁に使われているかということ、なかなか難しいところではございます。大丹波の28年度に新設された2カ所についても、1カ所については既に利用者の方がお亡くなりになってしまったというところで、これは今年度になって撤去して、別の形で使うという予定でございます。

そういったことを含めて、そのタイミングもありますけれども、要はかなり多額な費用をかけて設置したとしても、なかなかそれに見合うための費用対効果という点では少し問題があるのかなと思いますけれども、こういう町の地形を考えますと、やはり必要な事業であると。病院あるいはデイサービス等の事業に通うためには必要であるというふうに考えておりますので、今後ともこれは継続して実施をしていきたいというふうに考えております。また、これは東京都の補助事業で2分の1の補助が受けられる事業でございますので、そういう点も町のほうで事業化しやすいなという点でございます。

以上でございます。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

8番、高橋委員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

衛生費もいいんでしたよね。76ページなんですけど、衛生費のごみ処理事業費、やはり金額についてじゃないんですけど、ちょっとお尋ねしたいと思います。尋ねるといふか要望になっちゃうかもしれません。

ごみ処理の中で、特に可燃ごみに絞ってちょっとお話しさせていただくと、やっぱり年々量が減少しています。ちなみに28年度は、前年度比で言うと3.2%の減、44トンの減ということで、住民の皆さんの協力、それから町のほうの努力もあるかなというふうに思っています。ただ、自分なんかごみ出ししたときに、やはりまだまだ削減できる要素はあるかなというのをつくづく感じます。例えば、台所の生ごみで言えば水分を少なくして出すとか、あるいはごみ処理機、そういう購入等もあると思います。町のほうもここずっと可燃ごみが年々減少しているんだよということを、町民の皆さんは多分その様子を知らないと思うんですよ。広報を見ますと載っていないような気がしたんですね。ですから、ぜひ広報等を通して、どのぐらいの量が出ている、そして1人頭何キログラムだとか、そういうことも含めてさらなる協力をということで促してもいいのかなというふうに思っていますけど、町のほうではどのように考えているのかお答えください。

○委員長（清水 明君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 8番、高橋委員のごみの量の関係、特に可燃ごみということで、量につきましては、今委員がおっしゃったように1,346トンということで、27年度より44トンの減少ということで、今後この辺のPRを含めて、まだまだ削減もできるだろうしPRも足りないのではないかというようなご意見だと思います。

ごみのほうですと、廃棄物減量等推進員さんというのを各自治会のほうにお願いをしていますが、実は10月末で2年間の任期が切れて、また11月からというサイクルになっていたんですが、この間行われました自治委員会の席で、一旦これを来年の4月1日からということで、制度やあり方の改正をさせていただきというお話をさせていただきました。これまでごみの量の結果等について推進員の皆さんに報告をするというのがルーチン的にやってきた仕事でございましたけれども、まずは西秋川衛生組合の処理場のほうに皆さんで見に行ってください、どういうごみの処理がされているのかということをご認識いただいた上で会議をさせていただく。その上で、これはまだできると確定しているわけではございませんけれども、ほかの市町村を見ても、産業祭等でごみの捨て場所で資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ等の分別の方法の指導等をしている場合も結構見受けられますので、そういったことは将来的にふれあいまつり等において、ごみの分別方法等の普及もその推進員さんたちと一緒に町ができるような形にできないか今、担当を含めてちょっと検討させていただいているところです。そんなことでごみの減量には努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（清水 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水 明君） 衛生費も含めまして、質疑はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水 明君） 質疑なしと認めます。

以上で款の03民生費、款の04衛生費の質疑を終結します。

お諮りします。本日の審査はこれまでとし、この続きは、明日9月13日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水 明君） ご異議なしと認めます。よってこの続きは、明日9月13日に行うことに決定しました。

なお、明日は午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後1時46分 散会

奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長